

高岡市個別避難計画作成業務委託事業に関するご案内

■ 高岡市個別避難計画作成業務委託事業とは

高岡市からの委託を受けて普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員などがご本人やご家族と一緒に個別避難計画の作成を行う事業です。

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。

毎年のように発生する大規模災害において、高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

個別避難計画の作成にあたっては、ご本人の心身や生活の状況をよく把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得て作成することが重要であるとされており、高岡市では、こうした福祉専門職と普段からかかわりのある方の計画作成を福祉事業者に委託して行うこととしています。

計画作成を通じて、普段から、ご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っていただくことで、災害からご自身の命を守ることにつながります。

ぜひ災害に備えて個別避難計画の作成へのご理解・ご協力をお願いいたします。

■ 本事業による計画作成の対象者

本事業により個別避難計画を作成する対象者は、以下の要件に該当する方です。

- ①避難行動要支援者名簿掲載者の要件に該当していること。
- ②介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や障害福祉サービスにおける計画相談支援、障害児相談支援等を利用し、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがあること。

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の方の情報を掲載した名簿です。高岡市では、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しています。

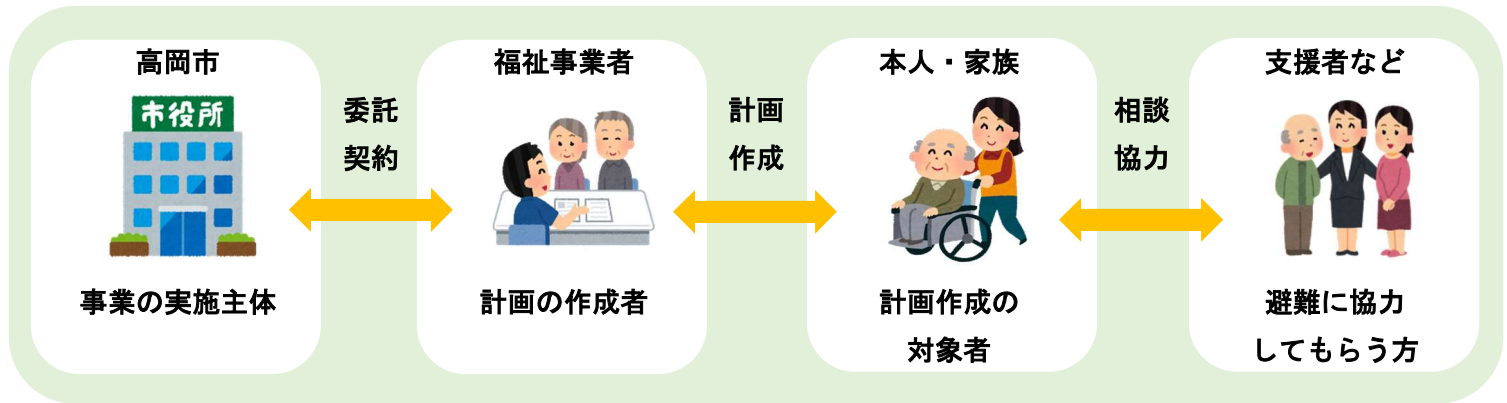
■名簿掲載者の要件（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者
- オ 特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する難病患者
- カ 一人暮らし高齢者
- キ ア～カ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

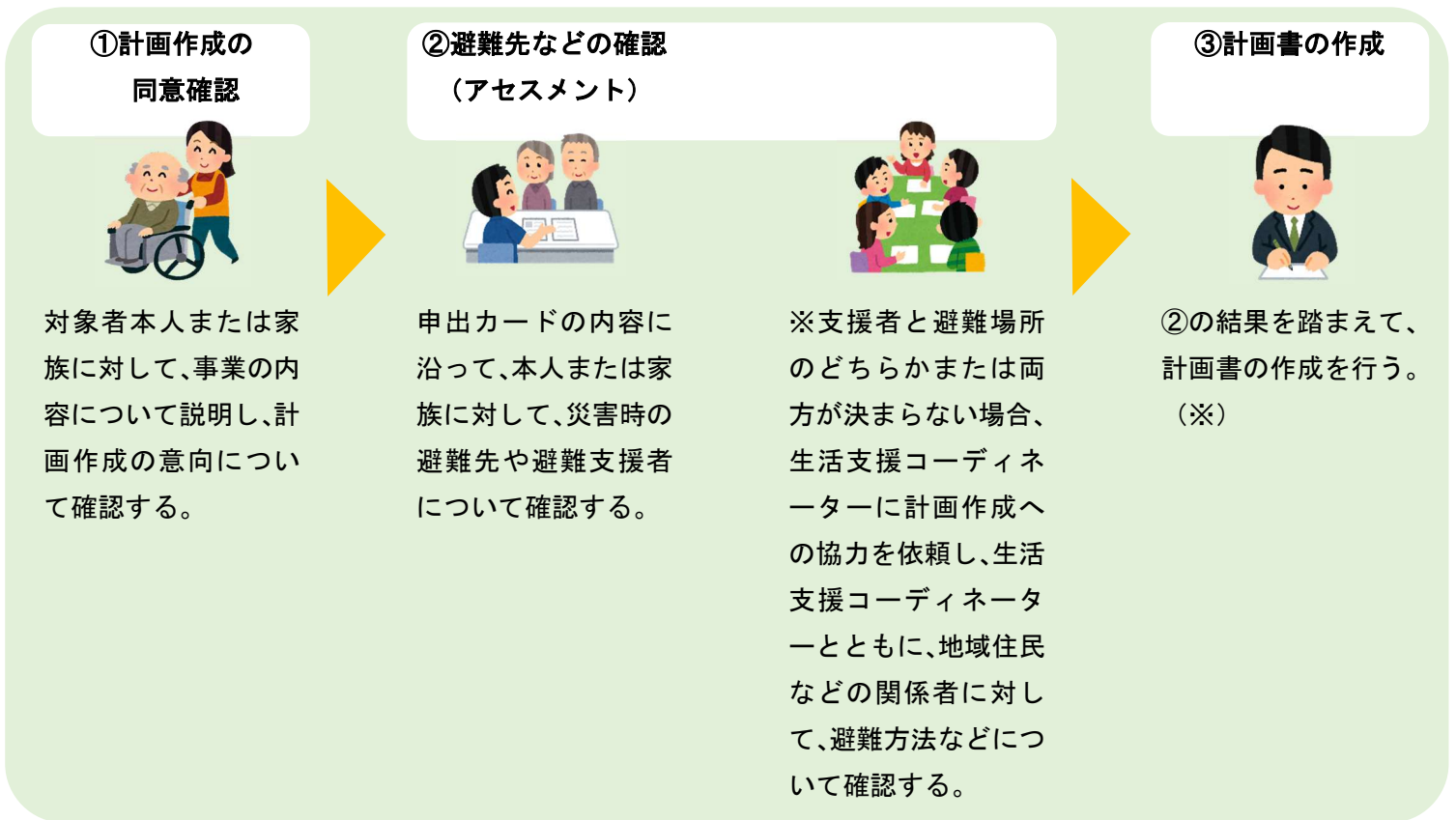
■名簿提供先（避難支援等関係者）

- ・高岡市消防本部
- ・民生委員・児童委員
- ・高岡市社会福祉協議会
- ・地区・校下社会福祉協議会
- ・高岡市地域包括支援センター
- ・自治会、自主防災組織
- ・高岡警察署 など

<事業の関係者>



<計画作成の流れ>



※計画作成後は、可能な範囲で避難訓練を行っていただくと災害時のスムーズな避難につながります。

■ 本事業に関する問い合わせ

高岡市社会福祉課

〒933-8601

高岡市広小路7-50 高岡市役所1階

TEL: 0766-20-1366 (直通)

FAX: 0766-20-1371

E-mail: fukushi@city.takaoka.lg.jp